陳　情　文　書　表

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第133号（７．８．６） 児童養護施設で行われた虐待事件の検証等を求める陳情
陳情の要旨	１．児童養護施設で行われた虐待事件について、地方自治法第138条の４第３項の規定に基づく外部専門的第三者委員会を設置し、調査・検証すること。 ２．全入所被措置児童及びその家庭に法的根拠ある専門的知識・技術に基づく判定及び指導を行うこと、並びに全施設退所者に法的根拠ある支援を行うこと。 ３．「児童の権利に関する」条例を制定すること。
陳情者の住所及び氏名	神戸市西区 中　西　洋　昭
送付委員会	教育こども委員会

1

２０２５年8月6日

神戸市議会議長　様

神戸市西区
中西　洋明

陳　情　書　（　6回目　）

陳情の趣旨

児童相談所（以下「児相」という。）は、長年に渡り、法令上全被措置児童を児童養護施設（以下「施設」という。）に入所させた法的理由、根拠、目的を確認して、入所全児童の幼少期の成育歴・小児期逆境体験・虐待の連鎖・障害特性・二次障害・ＰＴＳＤ児及びその家庭に、児童福祉法（以下「法」という。）第１１条規定に基づく必須業務である診断基準等による専門的知識・技術に基づく必須の根拠ある医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、判定に基づく根拠ある専門的指導方針、指導目標の設定、指導を医師法第２３条規定に違反し、全くしてない。
神戸市長は、長年に渡り、法第１３条規定に違反し、必須の【児童福祉司】の配置を省き続けた。さらに、児童心理司の適正配置を省き続けた。
児相長は、長年に渡り、全被措置児童及びその家庭の施設入所の理由・法的根拠、目的、幼少期の成育歴・虐待の連鎖・ＰＴＳＤ等を確認し、法第１１条違反の専門的判定・指導を省いた業務違反行為を確認し、施設長による「指導を全くしてない上級生からの日常的羽交い絞め・殴打・ヤラセ・カツアゲ等の犯罪行為」の放置行為を同部屋の全虐待の連鎖・ＰＴＳＤ児達に眼前で犯罪行為を目撃させ続けた。
施設長は、上級生の被措置児童への日常的殴打等に対し、施設に「部屋替え」要請に、「施設のすることに文句言うな、こんなんがおんねん」と大声で脅し、犯罪を放置し続けた。全被措置児童の施設入所の法的根拠・虐待の連鎖・ＰＴＳＤ等を確認し、全面的指導・ケア省きの違法を確認して、被措置児童達に不潔で年齢男女混合隷属的集団雑居生活を強い続けた。
神戸市長は、２０１９年５月２３日の常習的虐待による手の骨折事件や日常的羽交い絞め・殴打・ヤラセ等や指導省きを隠すため、２０１９年６月２８日、被措置児童を児相に憲法第３１条に違反し、法手続きを省いた【無効】送致を確認し、憲法第３４条違反、【逮捕・監禁】（刑法第２２０条）し続けた。神戸市長は、法第２７条第５項に違反し、神戸市児童福祉法施行細則第１３条規定に違反し、施設から児相へ被措置児童を【無効】送致し、【逮捕・監禁】犯罪行為を重ね続けた。　２０１９年8月14日、

児相長は、【無効】、被措置児童の外傷性緘黙症状等を確認し、アンケート形式で上級生からの殴打・ヤラセ等を再確認し、指導を省き、学校に通学させない憲法第２６条違反・業務上過失致死傷害行為をし続けた。親権者に退所の強要（刑法第２２３条）を重ね、地方公務員法第３２条（法令及び上司の職務上の命令に従う義務）違反及び同第３３条違反を重ねた。

２０１９年7月3日、神戸市に法第３３条の１２規定により、「虐待の放置」、法第１１条違反、法第１３条違反、【無効】、【逮捕・監禁】、法第４８条違反、憲法違反、人権侵犯、地方公務員法違反、犯罪等を通告した。

神戸市長は、通告後も被措置児童を【逮捕・監禁】し続け、最重要必須の専門的判定・指導を医師法第２３条に違反して、全くしてない。

神戸市長は、２０２０年の予算書に法令違反・欠員の絶対的必須の【児童福祉司４名】、児童心理司２名、弁護士１名増員の予算を計上した。

被措置児童達の、施設入所の理由・法的根拠・目的、虐待の連鎖・ＰＴＳＤ等を確認し、【監禁】し続けた。法令上の専門的判定・指導を省き続け、親権者の状況を確認し、児童の施設退所を【強要】した。２０１９年８月２８日、兄妹の兄のみを強制退所させた。２０２１年３月２２日、外傷性ひきこもり、不登校、憲法違反、地方公務員法違反等を市議会に訴え、第三者委員会による調査等を陳情した。市長は、本件のみならず、児童達を判定・指導することなく常習的に長年に渡り【監禁】し続けていた。

２０２１年４月２日付、神戸新聞が、神戸市の監禁犯罪をスクープした。

陳情の事項

地方自治法第１３８条の４【委員会・委員・附属機関】第３項規定に基づく外部専門的第三者委員会を設置し、長年に渡る神戸市の虐待の連鎖放置・ＰＴＳＤ放置、法第１１条違反、医師法第２３条違反、「虐待の放置」、市長の法第１３条違反、法第２７条第５項違反【無効】、法第２７条の３違反、法第４８条違反、監禁部屋の設計図、窓の位置・高さ・開閉、空調、洗面、机、椅子、ベッド等の配置図、日程、面談拒否、入退所の法的根拠、家庭の状況確認、退所の強要、市長への通告事項の故意、不作為による共同正犯や憲法違反、児童の外傷性ひきこもり、外傷性不登校＝重大事態、外傷性緘黙症状等の不対処等について、調査・検証を陳情します。

全入所被措置児童及びその家庭に、法的根拠ある専門的知識・技術に基づく判定及び指導並びに全施設退所者に法的根拠ある支援を陳情します。

「児童の権利に関する」条例の制定を陳情します。　　以上